

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	経済戦略局スポーツ部スポーツ課(06-6469-3870)
処分担当名	(公財) 大阪武道振興協会 (指定管理者)
処分の名称	大阪市立修道館の入館の制限
概要	大阪市立修道館条例 (昭和37年12月26日大阪市条例第40号) に記載されている修道館の使用に際して、入館を断り、又は退館させることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立修道館条例 (昭和37年12月26日大阪市条例第40号) 第9条 (URL: http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることがあります。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 ○「迷惑」とは、当該行為が他の人に対して著しい不快感を与えたり、困惑させたりすることをいいます。 ○以下の者は、この要件を満たしているとされることがあります。 ・非常に大きな音量を発する者 ・著しい悪臭、異臭を発する物品を使用するもの ・その他、他の入館者に迷惑を及ぼすおそれがある者 (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者 (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 (4) 管理上必要な指示に従わない者 ○「管理上必要な指示」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持、補修など施設管理上必要な指示をいいます。 ○使用を許可された者が制止の指示に従わず定員を超過して入館させようとした場合 (5) その他管理上支障があると認める者
ホームページ	https://www.opas.jp/osakashi/
備考	